

○特定建設作業に伴って発生する騒音規制に関する基準に基づく区域

平成13年4月1日

公告第6号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年／厚生省／建設省／告示第1号）別表の第1号（以下「別表第1号」という。）の規定により、区域を次のとおり指定したので公告する。

1 区域

(1) 別表第1号イに該当する区域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域

(2) 別表第1号ロに該当する区域

都市計画法第2章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域

(3) 別表第1号ハに該当する区域

都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

(4) 別表第1号ニに該当する区域

都市計画法第2章の規定により定められた工業地域のうち学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内の地域

2 実施日

平成13年4月1日

附 則〔平成30年3月30日公告第2号〕

この公告は、平成30年4月1日から施行する。